負暄録

三

特別
イ4
1919
108

176392

○

英國人ドクトル、アンデルソン醫を以て其師とし傳
ふる美術を以て我國に傳ふるを以て終生を盡さんとし醫
術を以て我國に來り聘用されんことを清春帝
國に於ける美術を越ゆるの研究し之を世界に
紹介せんことを欲し、邦人の研究の結果
を公刊し、ビクトリアン、アーツ、オブ、ジャパンと
云ひ英國博物館の保存するもの、
此書の上巻即ち法華門を主とし青海波を

38- 8914

翻訳せしとゆふものありしが其不完全なるものありしとところ
然ところ甚遠し此に於て之を通読して其叙
論旨を明かにせんとするなり評論目も肯綮
に着眼して泛論外国人の思想にも
さらに其ものから及び大いに其趣味を異にしぬかれ
る所なくを披瀝し本書の一班を示さんとす
蓋我の佛畫に為する評論は曰く
真の佛畫は他の非宗教畫と全く相異なる一種の特
質を有す支那古代の畫家及び之を模倣せる日本畫
家の第一の規則を運筆の気勢にあるとせしに之に反し
佛画派は寧ろ其畫の美醜にして且つ情感を表し

さかんなることを務め流暢に代ふるに金箔を以てす若
夫の長所は其趣味を淡泊なる單墨若くは局部
の淡彩或は雄健なる運筆に寄す即ち其正確の
視力と自然の腕力とを貴ぶ其價値を解することは
多数の士子の能くする所なり則ち上流の数寄の眼を
要せずると同時に多数の俗眼を喜ばしめんとする故
に之れ又全く泛く及び彩色にも心を致し之を美麗ならしめ
線の佛画の前代の北辻及び襤褸の衣を装へる如
き華美なる装飾及び附屬物を以て其耳目を奪
はることを務めたるなり
今は佛壇装飾の必要品として時代に適するもの多く

是れ之を用ひたる北華流儀の全形を配合を
調和せんがため進歩したる結果にして
めでたき結形を光線陰影を加へ其活潑を
調和するが為に彩色を更に丹青の色彩を花
たる此等を活用するに当りても其効能を
の色彩を粗略なる使用部分を活潑を
ざるべからず之を使用する方法を解するものなる
多量の金泥を施したるも其色調の優美を
毀損することを顧みざるなり以上の其一の部
分たる之を表立し最初の刷物なること雖し其の
配色の巧妙なるべきこと

東京博覧会

描法のあるを称するものなり其彩色も猛々の
表化するものとして特徴あるものとして格法あるものとして
代表的流の特徴なる運筆法を之のひ其
自然なる優美なる解部分上の
研究を佛画のものとしたるものとして
未解剖学のものとしたるものとして光線陰影法を用ひ
法の欠点を均しく和漢画の特徴を佛画の
於て他の彩画流と均しく其特徴を発揮すること
能わざるべき
高画の新新なる発達を強へんとするものあり
さるべき佛画流を画法流を従来あるの

拘束せざること按図の形刻の不恰好なる割合
法の面白き物来たりたれしと異なるを以て其
の技能は従来数世紀朝鮮人及び支那人の作く
る形式を模擬又は改良せんとする努力を為し其
書の著るるに及び模擬の能はざる後に即ち自己
満足せり
されど倫敦に一巨学の真の仏画流を活せしもの
狩野探幽の時に新古の仏像を拵へくるものを
許せり〜〜すると云へり
雪舟は新しきを好む人なり
雪舟の日本画の一大伯人なること世界画を改造人の

東京博覧会

眼を以て之を一見せしめ之を鑑賞せしむる
ことを四千年来無し此人を天然を其後高の師とす
と雖も其実質は物を其模倣上の原理とせしなり
其実質なる部分は支那人のなるべき所を同一
なるべき所なれども山水画人物画共天才の表顕を
期待する能はざるも其天才の表顕を
躍如たらしめ奔逸なる純粋の表象造
化は其作品の表象なる点に風致なる点
野性なる雄大なる特徴は古来和漢画の作者を
其中に伝授せり而して此等の本質なるが為に
其結構の多数を西洋寓目の法則を

歌ハ古今雪舟の迄拔ハ[illegible]人の能く理解する所なる
而して彼んぐの事業世の賞賛家なる所の迄之を決
して容易なる事にあらざる雪舟画の特徴を説明す
るものなる政洲画伯之を為すべき特徴を有するもの
を省ぐること能ハざるは猶支那[illegible]ものの
る書風を別り学日本書の舊来を政洲画を拙
徒に狭隘にして且つ誤解し易き比較を為す
に非ざるべきも一の比較をなすこと難し私中雪
舟の山水を此の如き比較の設定をなすこと亦難
し唯人物画に於ては其人物月
の及ぼさるべき又其人の画に於ては特徴

流の巨擘元信及び拙画の上に見つることを為さるれ
似ること稀なる山水画の版図内に於ては雪舟に実
に其事なきなり

若夫評画眼の凡そ[illegible]
大和流の画風を新て若者を為す評
する、之れを一読する[illegible]味あること[illegible]
純粋なる大和流の特徴を其画の各体に私きこと
を[illegible]十分説著[illegible]一々之を解する能ハ
も著しき新拔軸の原素を示さず其意匠
の要点を之を支那画及び朝鮮画[illegible]一度
人為的拙[illegible]流の[illegible]着[illegible]

既る佛画の装飾的性質を多く描写し一般に他の流派に比して精細纖巧なる筆を用ゆ勿論十分なる筆圧無き為なりと雖も唐朝の支那に及び第十五十六の両世紀に於て支那畫風を模倣せる日本画家の畫ける所に比べ遙に優勝の観あり且つ土佐流我が中世及び後代の門人なる人物を描くに於て彩色巧なる人物の排置法は更に土佐画の傳統を減じたるも然りとせども彼が描ける舞踊家都の上流社会を表するに公卿及び貴夫人の畫像の優勝なる流儀なるに恰も佛人の如く其畫ける自己の流儀の欠

東京博覧会

点よりして云へば其或る作家の稚拙の如く見えること多くして好ましからざる点あり同一の画家にして或る作儀式的なる宮廷の陳腐なる古風畫を模倣せるものあり(第十二の図を示す)

土佐流の品の著るものを多量の生活と懸隔なる絵具との手に渡るべき文の装飾的精彩をあらはすに而して其著るものは之を数多の区域に分割することを恰も絶縁的のものあること勿論彩色の配合の欠点を維持するの効能なるもの

東京博覧会

則と異なるものあるも又巡礼雄偉なる石
書を用ゐることを自意とするも其の体の年紀を
もつて法の十四世紀を行ひんとする金鼎の燦然たる
供養塔（羅馬舞楽の面）と如しく豊富なる
時代和を示す

大和流の革命迫るに於て一の新境地を思考を家庭
の内部を示す方法の如き其事物の行ふを問
ふ事度相を降きふる法なる此時なる
画伯は文部省に於て其先代なるを以て
特別待遇を蒙る若者の待を代表する者
まる不況を以て推す

最も元代の特色を野なる画に機械的定型を求めず
装飾的動機を法とし非常なる革新を野望
ふるもの其画紙の二元もるときは水墨画若しくは
淡彩を施すものなる元代を入非常なる
折衷式なる其間の変化を思推する時を
明の流派を問ふ其画法を和漢を
其者を最も高級なる体の疎画なる最
も巧緻淡彩なる大和流の画なるを以て
の在格の革命を蒙るを野なる但し其大和
流風の画を降るおいの在格の画も言ふる所の法
く進歩する宋元大家の革命を含めるも

元代の最も長ずる畫を何等の特色とするかを
之を云ふこと能はず其山水畫を多く支那の風景を
主とせしことは云ふまでもなく而して其畫くところの
景色は多くは南方の地に関らず其筆法は
自然を模倣するを主とし此人の畫のごとき
を以て大美觀とし高の大美觀
を綜合する之を觀る者をして此人の畫のごとき
まれ純一上流の品格を保し来れる者
以て容易に晩年に至るまで其人をして
得て之を嘆賞せしめんとす其人物畫を同じく
元代四大家の人の之に次ぐ人々なれども亦
立派其特技の掩ふべからざるあり其技を

教授する西と雖も一元して凡手の化する非ざるを
見ることを以て元代の技術の赫灼たる国なるを論
ずるに足りと雖も元来此人の手をして法を支那
清代の舊模に取らしめず其四代の伊太利
畫に倣らしめんとするも其所詮を
武庫の赫灼等又及を極めしむべき功業を
げざることを能ずの
元代の傳を記する者多くは元代を山水を主とする支
那の馬遠、夏珪、牧溪、玉澗、彝齋、子照
を模範とし花鳥を主とする馬遠、彝齋、
子俊、梁楷、顔輝

の風を取れるも、而して氏も大和風の於ける其
筆法に依り、及び光信の作品、日本人の氏
を以て支那の大書家王羲之に比し、羲之
ハ其書を於て能の書體を於ても絶類
秀とし称するに至れり、而して蒙疏行書法
但し其の文章に於ては人の及ぶ
所に非ず、光信の絵画に於ける亦之れを均しき
を以てなり
況し其採墨を能くハ著者を更に一層の妙味
を加へたり
採墨を画法に於ける殆んど光信と伯仲すべ
東京博文堂製

き画法の新奇なるを美し其れの出づべし其書
風を各流の長所を自在の利用する點に於ての
其独光信と伯仲なるを窺ふ雪舟の
如きし採墨を雪舟と均しく感動の二天に於
て最も意味深長なる所を表しなる名
手なる能く其意を表しなる所を
写生的錯綜して明瞭なるものを之を書祝
熱度に達し其の能を尽くめを其報
として活動なるを見しなるべきの要点
仕なるも之れなる採墨を其の絶技の如又
表すべき骨力と軽妙とを兼ねる氏ハ我書

よりて佛畫にあらざれば狩野の画なるを画ざりし其筆
鋒の鋭きして古昔其恵信の豊前と雪舟の流
動と気顕わし人をして狩野派の如き技の深きを
氏に於て済を其たさきを難くしたる所
となりしは探幽以後を養才藻を勤勉したるを
之を守り伝はりし人なきにあらずと雖も天稟の大才は
けるも取りて偉き其人を見さるのみなり
此上の狩野を外人の古説を思はんとするまでに至り切なきも
日本美術も此氏の誅者を得て初めて自然の要に遇ふ
ことを謂ふべし外人の日本画を鑑賞する者は
らず若者ごとまでを真の日本画をなすものを敵せさる

を得ず
蒔枝の抄出する所を若者に葛飾北斎を崇する評論者を
以て備新の美術と称し外客の激賞を博し揮毫の紙絵を擬し
つ北斎の名の世に顕るるも若者の北斎と
称する抄者は序中に記する北斎の外国人観をこれを
以て窺知するを得べきなり
北斎は昔より校刻の画伝を以て其月旦を判せられ
要するは氏へ寄る揮画に而して氏が校刻者の如き
画けるも其数の画を校者は貼附して彫刻者の犠牲と
ならざるもの其国の美術を保ちて伝へるもの
若者をしての北斎の力は此に隠を発しき異同なり

其文章壮年の作なれども此等のやまと軟性を調和せし所謂貴族的文学の極致なり其後の作品は一層強き刺激に富み清新なれども女性的なる輪廓及び完美なる筆致少し劣れど相伯仲の傾位を占む氏の又和歌人の多く影響し輸出書を描き抜きて西方の特色なる西洋の文学に接近しそれなりの特性を有する故に西方の敬意しそれなりの特色を有する故に西方の敬意しそれなりの特色を有する故に西方の敬意しそれなりの特色を有する故に西方の敬意

第四章　平安朝の文学

第一節　平安朝の文学の概説

平安朝の文学は其文章及び詩歌の二つに分かるこれ

東京帝国大学

境域の広きを誇る又其文章は古の性質を鋭敏に表現せるも新しき新文学の試味を含みつつ而も極めて強大なる特性を有し決して衰微の運命を有する事なく或は革新の力を有する事の明瞭なるを見る特に其文章は西方の勢力を有し或は革新の力を有する事の明瞭なるを見る

其の歴史は古代の文学の発達の経路を辿りて一定の段階を経て発達せしものなれども其の文学は古代の文学の発達の経路を辿りて一定の段階を経て発達せしものなれども其の文学は古代の文学の発達の経路を辿りて一定の段階を経て発達せしものなれども

及び口傳授の方法を書きて而して其書を焼かるべき傾向を書きて而して其書を焼かるべき傾向を書きて而して其書を焼かるべき傾向を書きて而して其書を焼かるべき傾向を書きて而して其書を焼かるべき傾向を書きて而して其書を焼かるべ

殆んど之れを焼かるべきものなりしかども

技芸家としては少なくとも偶々破壊せ

書籍の中にあるの其書を侵入せしもの

[illegible]ん極を借[illegible]氏、国画の書風
を採[illegible]氏は光線法、新法の[illegible]
遠近法若くは表面解剖法を之に注[illegible]
[illegible]氏を外国の書[illegible]を用[illegible]
[illegible]の[illegible]氏[illegible]
[illegible]代の法[illegible]
[illegible]の模本を
以て氏を自国風の大家[illegible]
西風の不満を[illegible]品位の
[illegible]氏を明治現存の書風
を採[illegible]自己の[illegible]

東京帝国博物館

あるを以て[illegible]一層[illegible]
法の変[illegible]
改来[illegible]
[illegible]物を[illegible]
を著書[illegible]
[illegible]及ビ[illegible]
る[illegible]氏は不[illegible]
第[illegible]を[illegible]
[illegible]又[illegible]北宗の書[illegible]
し[illegible]
[illegible]

今茲其自国人の間に於て北海の花信を聞くこと一二度にして
彼を繰返し世を倦まんと欲する（即ち古代の集
教育の修養を経たる人）の向ひたる彼の土佐京、特
野京の作家等を公受せざること能はず優美上品の
修養の其画の一点一画に顕はるゝと土佐狩野の特
色にして上流社会に推ゆる所なり而して其
北海の出でたるや如何ぞ此等の鑑定を為す能
経験の技能を有せざるべからず北海の素
養を待ての思想の熟慣を為すべき
状態を生ずること一日にして足らず彼等をして之を
北海の野節に帰せしめ其の出発点

八国に居られしも性来北海の天才
北海の出でたる人にして自然の特質の倫比なるを
の如き之を加へるに其の恩又を北海国の伝説を
て其の骨の解剖の如き現実を以て
単純なる加工の青年画家及びたる
所実之を非難するものなれども上の伝説
を為んとすること異なり
既にも述べたる如く彼んぶ伝説の僅の
八方三角の様の作にも彼に於て
めたる交友を風土と人とを中心に彼の経
生活等の生活しし彼等のみを苦しとも

彼れの画を彼れの国の人に送りて和の病院を開き
ますと自然と彼れの美術部は和
漢の意味を以て欧米の意味を以て
彼れの画風を教育する事深遠なる
美を日本に須臾あるべき事を欠くべ
りと信ず故に我が上の拙者と長崎との病院とを一と之
を以て其大変彼れ元信氏の揮毫一流の画の証
拠なるものなきものとも言ふべき
是れを見るべきの見を以て
文も物の
（銭数を得ん）と言ふ出でる生涯、乗ずるの

いかに画の燦然たる言葉を何人も其自
国に於て絶対名誉を絶つことを能はざる
北斎を抜群なる絶対を
を以て絶対とする
方なる出でる北斎を北斎の画の絶対を仏
国の二流流を以て
の日本の特書術をして仏国画術を解する
人民中多くの人
人をして
のみ絶対なる
北斎をして生ひたる文大の投義家なり

自ら進退するの事なりとして悉く其自家の
意匠中に入らしむる技倆を有する人は其数
甚だ稀なり而して北斎は実に其少数の一人なりと北
斎は実に其筆を縦にしめたる数の画
題をして悉く新奇ならしめ傑作を出さしめ
之をして其作前の形体を一変せしむるもの
大手腕を有するものと云ふことを得べし勿論
手へ入りて荒し北斎を欧洲美術家と比較
せんと欲せば之を画道上のみにては能はず
学説にて之を意匠家として見ざる可らず而して
其名作を図案或は印刷として公にせ

る名作と比較して判断せざるべからず此條件に当
りては北斎を欧洲の如何なる美術家と
対しても之と並び絶対にして毫も劣ることなき
を見るなり北斎の名作を言ふに文にて技芸上
家の名作と並び備はるべし
北斎を尊重するの趣旨に於てもゲヱレーの如き尤も
さるゴーンス氏は其画道の特色の第一顕著なる
ことを指すの経文中より総括して曰く
何れの時に於ても何れの傍観者に於ても流動是
れ地の六大技芸家の経営する何れの所を
於ても何れの傍観者に於ても簡潔にして飛ぶも

生氣を注ぎ元氣を満たす霊験あること全く
鉄舟をしめ元亨に勅奏をもつぐきあるべきかと
断ずるに所詮怪異の事なるに中古の世
を高く北條氏に[illegible]し給ふを以て
北面を改め西面の一門の文優者と記有するなる
[illegible]の日本寺[illegible]の範囲内に於て彼の[illegible]
きの文位を占め点者の所やうに於て彼の[illegible]
巡り一樽半を析立てもの北条氏[illegible]
吟金う北の引用文を以て論う抗議せさるをねさるを
見るに古の引用文の記録と為の引用文の記録と
[illegible]

東京博覧会

○庚子傳代記

門生四人有清田[illegible]後新書記[illegible]現在清田
[illegible]著[illegible]の後の一人なり北條物[illegible]
記事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
杉山書記生の殺戮
[illegible]杉山と共

外的出逢ひのため停車場もしくは[illegible]中外的の
着するやしきに[illegible]又出迎を
命じたりしが多聞をして[illegible]めしため杉山
猶ちに行きて逢ひ難に遭ひしが、着しも杉山
と再び帰らず無論無事なるへしと[illegible]
となりしが、余は又多聞をして閉さしめて直ちに
列國使館を焚燬し清国の決意あるは一枚ぎの
すなわち使館の守衛を撤して清国は
の決心なりしが、多聞をして清国を從ひて
決心をなしたるも清国五つの事として宣戦
勅を發せし時に至て射撃するの又示して[illegible]

東京榛原製

一生を得し者多し、著しく大幾一たび宣
戰すれば五分時を出でずして列國使館を
踏躙りしならば、多聞をして獨公使遭難の前日清廷
より二十四時間内に立退くべし
とて各國使館に[illegible]其準備の為め振り[illegible]
使館よりて各自古ツボンを中断して扉を塗ひ
北京糧食鑵詰の類をつめ各自之を背負ふ準備
支度もしくは外国人が[illegible]間に[illegible]迄立退くべき
十八時間に立退くべき旨の決議をなし獨公使其の
總代として總理衙門へ行く途中難に遭
ひたるを以て各國使節は一致して之を拒否しとなし

庚子傳信錄

東京博文館

庚子傳信錄

義和拳者起自嘉慶時　祖訓有嚴禁犯者凌遲戊戌八月楊崇伊請太后復出聽政康有爲以變法獲罪所連坐甚多逢迎干進者皆以攻康有爲爲名稍與齟齬則目爲新黨罪不測張仲炘黃桂鋆密疏言皇上得罪祖宗當廢太后心喜其言然未敢發也已而康有爲走入英英人庇焉遂以李鴻章爲兩廣總督欲詭致之而英兵衛之嚴不可得鴻章以狀聞太后大怒曰此讐必報會立端郡王載漪子溥儁爲大阿哥天下譁然經元善等連名上書至數千人載漪恐遣人嗾各公使入賀各公

使不聽有違言載漪慙憤日夜謀所以報而義和拳自山東浸淫入畿輔衆亦漸盛遂圍淶水縣令祝芾請兵直隸總督裕祿遣記名提督楊福同勦之福同敗死進攻涿州知州龔蔭培告急順天府尹何乃瑩揣朝旨格不行蔭培坐免太后遣刑部尚書趙舒翹大學士剛毅及乃瑩先後往道之入京師剛毅等復命均力言義民可恃無他心遂焚鐵道毀電線至者數萬人城中設壇場幾徧其神曰洪鈞老祖驪山老母來常以夜有聲殷然以祠之距躍類巫覡自謂能祝錦礙令不然又能入空中指畫則火起刀槊不能傷出則呼市人向東南而拜人無敢不從者以仇教爲名至斥上爲教主太后與載漪謀欲引廢立故主之持堅匪黨出入禁中日夜無期度揚言當盡滅諸夷不受賜願得一龍二虎頭一龍謂上二虎慶親王奕劻大學士李鴻章也

五月初十日

俄使上書言亂民日益多德法藉之將不利於中國俄與中國方睦逾二百年義當告總理衙門得書不敢上俄使欲入見乃封奏焉亦不答

十四日

以禮部尚書啓秀工部侍郎溥興內閣學士那桐

入總理衙門而以載漪爲管理

十五日

日本書記生杉山彬出永定門董福祥遣殺之於道裂其尸

十七日

拳匪於右安門內火教民居無老幼婦女皆殺之數百人爲群一僧爲之長

十八日

住順治門內火教堂又連燒他教堂甚衆城門晝閉京師大亂連兩日有旨言拳匪作亂當勦而匪勢愈張

二十日

焚正陽門外四千餘家京師富商所集也數百年精華盡矣延及城闕火光燭天三日不滅是日召大學士六部九卿入議太后哭相顧逡巡莫敢先發吏部侍郎許景澄言中國與外洋交數十年矣民教相仇之事無歲無之然不過賠償而止惟攻殺使臣中外皆無成案今交民巷使館幾於朝不謀夕儻不測不知宗社生靈置之何地太常寺卿袁昶言衅不可開殺使臣非公法慷慨歔欷聲震殿瓦太后目攝之太常寺少卿張亨嘉言拳不可恃倉場侍郎長萃在亨嘉後大言曰此義民也臣

自通州來通州無義民不保矣載漪載濂等和之言人心不可失

上曰人心何足恃祇益亂耳今日人喜言兵然自朝鮮之役創鉅痛深效亦可睹矣況諸國之強十倍於日本合而謀我何以禦之載漪言董福祥善戰剿叛回有功以禦夷當無敵

上曰福祥驕難用夷器利而兵精非回之比侍講學士朱祖謀亦言福祥無賴載漪語不遜

上嘿然廷臣皆出而載濂剛毅遂合疏言義民可恃其術甚神可以報雪仇恥聞者莫不痛心詆爲妖孽知其必亡然太后不敢言也於是遣那桐許景澄往楊村說夷兵令無入道遇拳匪刼之歸景澄幾死其後夷兵援使館者亦以衆少不得達至落垡而還

二十一日

又召見大學士六部九卿太后曰皇帝議在和不欲用兵有言和便者今日廷論可盡爲

上分別言之

上曰夷非不可言戰顧中國積兵又不足恃用亂民以求一逞寧有幸乎載漪曰義民起田間出萬死不顧一生以赴國家之難今以爲亂欲誅之人心一解國誰與圖存

上曰亂民皆烏合夷兵利能以血肉相搏耶旦人心徒空言耳奈何以民命爲兒戲太后度載漪辯窮戶部尚書立山以心計侍中用事得太后歡太后乃問山山曰拳民雖無他然其術多不效載漪色變曰用其心耳何論術乎立山敢廷爭且事與夷通試遣山退兵夷必聽山曰首言戰者載漪也漪當行臣主和又夙不習夷不足任載漪詆立山漢奸山抗辯太后兩解之罷朝遂遣兵部尚書徐用儀內閣學士聯元及立山至使館曰無召兵兵來則失好矣

二十二日

又召見大學士六部九卿載漪請攻使館太后許之聯元亟言不可儻使臣不保洋兵他日入城鷄犬皆盡矣載瀾曰聯元貳於夷當殺太后太怒命立斬之會左右救之而止協辦大學士王文韶言中國自甲午以後財絀兵單衆寡強弱之勢既已不侔一旦開衅何以善其後願太后三思太后大怒而起以手擊案罵之曰若所言吾皆習聞之若能前去令夷兵毋入城否者且斬若文韶不敢辯上持許景澄手而泣曰朕一人死不足惜如天下生靈何太后陽慰解之不懌而罷太后意既決載漪載勛載濂載瀾剛毅徐桐崇綺啓秀趙舒翹徐

承煜王培佑力贊之遂下詔褒拳匪爲義民予內帑銀十萬兩載漪即第爲壇晨夕必拜太后亦祠之內中由是燕齊之盜莫不搤捥並起而言滅夷矣城中日焚刼火光連日夜烟燄漲天紅巾左握千百人橫行都市莫敢正視之者夙所不快者即指爲教民全家皆盡死者十數萬人其殺人則刀矛並下肌體分裂嬰兒生未匝月者亦殺之慘酷無復人理而太后方日召見其黨所謂大師兄者慰勞有加焉士大夫諂諛干進者又以義和拳爲奇貨候補知府曾廉翰林院編修王龍文獻策三乞載漪代奏攻交民巷盡殺使臣上策也廢舊約令夷人就我範圍中策也若始戰終和與含璧輿櫬何異則下策也載漪得書大喜此公論也御史徐道煜言洪鈞老祖令五龍守大沽龍背拱夷船皆立沉翰林院編修蕭榮爵言夷狄無君父殆二千年天將假手義民盡滅之時不可失御史陳嘉言自謂從關壯繆得帛書書言無畏夷夷當自滅曾廉王龍文彭清藜吳國鏞及御史劉家模又先後上書謂義民所至秋毫無犯請令按戶搜殺以絕亂源刑部郎中左紹佐請斬郭嵩燾丁日昌尸以謝天下戶部主事萬秉鑑至謂曾國藩在天津殺十六人償豐大業命損國體而啓戎心請議卹

戶部侍郎長麟久廢請率義民當前敵太后釋前憾而用之當是時上書言神怪者以百數王公邸第百司廨署拳匪皆設壇焉謂之保護兩廣總督李鴻章兩江總督劉坤一湖廣總督張之洞四川總督奎俊閩浙總督許應騤巡視長江李秉衡江蘇巡撫鹿傳霖安徽巡撫王之春湖北巡撫于蔭霖南湖巡撫俞廉三廣東巡撫德壽合奏言亂民不可用邪術不可信兵端不可開其言至痛切山東巡撫袁世凱亦極言朝廷縱亂民至舉國以聽之譬若奉驕子禍不忍言矣不聽遂派載勛剛毅爲總統比於官軍然拳匪專殺自如載勛剛毅不敢問都統慶恒一家十三口皆殺死載漪夙暱慶恒亦不能庇也戶部尚書立山候補侍郎胡燏棻侍讀學士黃思永通永道沈能虎拳匪欲殺之燏棻走能虎以賄免立山思永下獄其罪狀則神語也曰通夷殺遊擊王燮醢之翰林院編修杜本崇檢討洪汝源兵部主事楊芾皆指爲教民被傷幾死

二十三日

諭各國使臣入總理衙門會議德使克林德輦而先載漪伺於道令所部虎神營殺之後者皆反徐桐崇綺聞之皆大喜謂中國自此強矣

二十四日

遂令董福祥及武衛中軍圍攻交民巷欲殺諸使臣礮聲日夜不絕屋瓦自騰城中皆哭拳匪助之巫步披髮昇屋而號者數萬人聲動天地夷兵裁四百攻之逾月董軍武衛軍死者無慮三千人拳匪亦多有傷亡不敢復進趣戰而剛毅趙舒翹方坐城樓張羽旗置酒相慶剛毅曰使館破夷人無種矣天下自是當太平舒翹起爲壽曰自康有爲倡亂悖逆喜事之徒雲合而嚮應公幸起而芟夷之略已盡矣

上病且死又失天下心不足以承宗廟幸繼統有人定策之功公第一今義民四起上下同仇非太后聖明公以身報國盡除秕政與海內更新亦亡以致今日之效也古有社稷之臣今於公見之矣剛毅大喜自行酒屬舒翹曰展如知我方是時董軍武衛軍因緣刼殺貝子溥倫大學士孫家鼐徐桐工部尚書陳學棻內閣學士貽穀副都御史曾廣鑾太常寺卿陳邦瑞皆僅以身免其家人多死者以告榮祿榮祿不能制民居市舍數里內焚掠一空使館故用塞門泥不能破也啓秀奏言使臣不除爲後患以五臺僧普濟有神兵十萬請召之會攻曾廉王龍文請引玉泉水灌之御史彭述謂

夷礮不然其術固驗太后亦欲用山東僧普法余蠻子周漢王龍文上書所謂三賢者也普法本妖人余蠻子以攻剽爲群盜至盡發蜀中兵乃捕得之周漢有心疾朱祖謀請毋攻使館不報曾廉聞之曰祖謀可斬也御史蔣式芬請斬李鴻章張之洞劉坤一拳匪既不得志於交民巷乃往攻西什庫教堂剛毅帕首韡刀請督戰拳匪死者數百人剛毅跳而免其後崇綺又三往攻之訖不能入而載漪爲匪黨論功除武功爵者數十人賞賚無虛日車騎服色擬於乘輿至自稱九千歲出入大清門呵斥公卿無敢較者

二十五日

下詔宣戰軍機處章京連文冲草也以法領事杜士蘭索大沽爲辭其礮台先於二十一日失守矣夷人之攻大沽也營官封應榮手然礮傷英兵艦一巳而兵大至遂陷提督羅榮光走天津久之仰藥死而裕祿方報大捷太后及載漪等喜犒賜將卒有差白金再十萬兩時有詔徵兵海內騷然羽書相望乃以載漪徐桐崇綺奕劻主兵事有請無不從政在軍府高下任心奕劻枝梧其間不敢發一語桐以暮年用事尤驕橫

六月初四日

遣倉場侍郎劉恩溥往天津招集拳匪裕祿亦盛言拳匪敢戰連敗夷人甚懼初敵兵攻西沽聶士成棄不守其鄉人移書責之士成笑曰我豈怯耶遂連戰八里台陷陣而死先是士成得旨勦拳匪已而朝議大變士成不自安至以身殉君子悲其志焉士成死馬玉崑代之

十三日

以李鴻章爲直隸總督辭不至

十五日

以廷雍爲直隸布政使廷杰罷杰不主義民故也而雍謹事之又盡殺夷人之在保定者

十八日

馬玉崑敗於紫竹林死者三千人天津陷裕祿走北倉從者失欲草奏無得紙而久之乃上聞京師大震彭述曰此漢奸張夷勢以相恫喝也姜桂題殺夷兵萬夷方蹙行且求和矣不知桂題在山東不得至天津也

十九日

貴州提督梅東益免官東益勦拳匪滄州殺三千餘人河水盡赤裕祿甚之東益坐是罷

二十一日

崇綺授戶部尚書綺之再出也與徐桐比而言廢

立以得太后歡恩眷與桐等

二十二日

有旨保護教士及各國商民殺杉山彬克林德者議抵罪大學士榮祿意也王文韶附之載漪大怒不肯視事太后強起之

二十七日

以余虎恩爲喀爾噶提督虎恩貪而好色多大言納賄於榮祿將五營虎恩故善董福祥福祥之攻使館也太后問之曰五日必克已而言不讎虎恩與福祥論事榮祿前語侵之福祥欲殺虎恩榮祿以身翼蔽之乃免

二十九日

李秉衡至自江南太后大喜三召見寗壽宮語移日李秉衡主戰且言義民可用當以兵法部勒之太后詰以李鴻章等公奏言此張之洞入臣名耳臣不與知也太后聞天津敗方旁皇得秉衡言乃決遂命總統張春發陳澤霖萬本華夏辛酉四軍

七月初四日

殺許景澄袁昶秉衡有力焉榮祿力爭不許天下寃之刑部侍郎徐承煜監刑色獨喜徐桐曰是死且有罪王龍文亦曰可以懲漢奸令後無妄言者拳匪攻交民巷西什庫既屢有殺傷教民亦結群

自保拳匪不敢前乃日於城外掠村民謂之白蓮教以與載勛載勛請旨交刑部斬於市前後死者男女百餘人號呼就戮哀不忍聞皆愕然不知何以至此也觀者數千人莫不頓足嘆息其寃彭述曰此亂民也不殺之禍且不測問之則曰飛刀嘗及其屋云

十一日

北倉失裕祿自戕死敵方得天津畫地而守兵久不出一夕大至攻北倉炸礮居陣前更番迭擊玉崑散萬金得募死士三百人薄而前礮發三百人者皆死玉崑力戰三晝夜大敗至楊村不復能軍矣榮祿以聞太后泣問計於左右以新誅許袁無敢言者

十三日

以李鴻章爲全權大臣時以停攻使館總署章京文瑞齎西瓜問遣之而以桂春陳夔龍迭使臣至天津使臣不欲行復書甚嫚彭述請俟其出張旗幟爲疑兵數百里皆滿可以怵夷聞者皆笑是日李秉衡出視師請義和團三千人以從秉衡親拜其長人各持引魂旛混天炘雷火扇陰陽瓶九連環如意鈎火牌飛劒謂八寶

十五日

張春發萬本華敗於河西務死者十五六潞水爲之不流御史王廷相走渡河溺死廷相故與曾廉王龍文張季煜以秉衡入軍廷相諛附拳匪比於連文沖鮑琪豹而闌茸過之載濂剛毅連名奏廷相屬草焉陳澤霖自武清移營聞礮聲一軍皆潰秉衡走通州

十六日

載濂請斬榮祿王文韶自北倉之敗又圍攻使館董福祥余虎恩武衛軍虎神營神機營諸軍皆會誓必破之以洩憤

十七日

通州失秉衡死之秉衡由丞尉起家至開府負清名三十年及死而人無惜之者是日殺徐用儀立山聯元仍以徐承煜監斬用儀尸橫道二日無收者旬日之內連殺五大臣詔辭忸怩無左證又欲殺奕劻榮祿王文韶廖壽恒那桐會城破而免

十八日

御醫姚寶生下獄載漪將行大事寶生洩之欲殺之以滅口城破與龔照瑛徐致靖何隆簡黃思永席慶雲皆逸出是日太后聞秉衡軍敗而哭顧廷臣曰余母子無類矣甯不能相救耶廷臣愕眙皆莫對議遣王文韶趙舒翹至使館文韶以老辭舒

翹曰臣資望淺不如文韶且拙於口亦不能引故事而爭也榮祿曰不如予書觀其意遂遣總理章京舒文持書往達夷人約明日遣大臣來以食時相見及期皆不敢出時方攻使館舒文至董福祥欲殺之稱有詔乃免

十九日

夷兵自通州踰時而至董福祥戰於廣渠門大敗時日暮北風急礮聲震天風雨皆止

二十日

黎明城破夷人自廣渠門朝陽東便三門入禁軍皆潰董福祥走出彰儀門縱兵大掠而西輜重相屬於道彭述方徧諭五城謂我軍大捷夷兵已退天津矣福祥起降人爲大將太后倚信之寖驕不可制榮祿嘗召諸將飲福祥上坐酒酣福祥秦語字榮祿曰仲華榮祿默然不樂罷酒彭述嘗言福祥有威名敢戰夷人憚之請大用是日百官無入朝者徐會灃以工部尚書謝恩至神武門聞哭聲內人皆竄出知城破乃走

二十一日

天亦明太后青衣徒走泣而出

上及后皆單袷隨之至西華門乘羸車從者載漪溥儁載勛載瀾剛毅妃主宮人皆委之而去或走

出安定門道遇潰兵被刼多散王公士民四出逃竄城中火一夕數驚京師盛時居人殆三百萬自拳匪暴軍之亂刼盜乘之所過一空無免者坊市蕭條狐狸晝出向之摩肩擊轂者如行墟墓間矣是日駕出西直門馬玉崑以兵從暮至貫市上及太后不食已一日矣民或獻麥豆至以手掬食之須臾而盡時天寒求臥具不得村婦以布被進濯猶未乾甘肅布政使岑春煊自昌平來見太后對之泣春煊故以勤王兵往察哈爾防俄未至而國破貫市李氏者富商也從取千金易贏轎而行

二十二日

至坌道延慶州知州秦奎良進食從者不能徧也奎良懼太后慰之是日徐桐死桐自名正學每朝奏事太后至改容禮之自戊戌以從天下事大抵皆決於桐然康有爲盛時桐不敢言也

二十三日

太后易奎良轎暮至懷來縣令吳永供張甚辦左右皆饋遺時塞外嚴寒太后方御葛衣永進衣裘太后大喜擢永道員前主置頓王文韶趙舒翹至

二十四日

上及后皆易轎駐沙城

[illegible]

[illegible]

多[illegible]備前金鑑一部四冊[illegible]

[illegible]

本膳[illegible]本二冊[illegible]支那名族の[illegible]本也[illegible]

三島侍講[illegible]之[illegible]東宮[illegible]三島

[illegible]膳本二部[illegible]正本[illegible]東宮の御[illegible]

[illegible]の[illegible]一本[illegible]東宮の御手の[illegible]

一本[illegible]

由

〇水戸観梅の記

気候段々暖かになりて草木も漸やく萌き[illegible]
もおのづから浮き立つ様なり殊に梅の花は
此井戸の辺に[illegible]咲出るを始めとし光圀
公の作りし水戸偕楽園を思ひ立ち[illegible]
水戸は余の未だ知らざる地なれば一昨年北海道
より帰途陸前通りを過ぎ浜街道を取りて水戸を過ぎし
事あれども[illegible]
[illegible]梅を探らんと
[illegible]水戸の偕楽園を探らん
とて出立けり

[illegible]の観梅流行[illegible]乗りし[illegible]の従者子規
[illegible]
[illegible]
てサンドウヰッチを[illegible]
[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あるハこれを修して更に改修し其によらば潮
を充てたるも
上野より水戸まで往還三十驛を經れども其[illegible]
利根川を土浦外一二ケ所[illegible]先づ上野より田端
を經て[illegible]のしく傍く見る南千住
の流を見て水戸へ金町、松戸、馬橋、柏なると
云ふ往還を經て我孫子の驛より北[illegible]
田端道の長岐をなしても水戸へ行くこのみち
羅漢の両傍をなし更に取手藤代（若柴）牛久
の往還を經て土浦の荒川沖[illegible]神立、高濱、石岡
羽鳥 岩間[illegible]友部 内原を經て水戸に入るとなる

潮來間鹿島を兼し水戸の方へも[illegible]
なる所あるべき
三十四年より千葉を通じ内の志なくもあるべしと傳
東京のあまたの驛[illegible]を經て[illegible]ひたち
[illegible]（第一ルート）の行うんと為す
[illegible]
[illegible]
[illegible]
東京上野より羽根行の驛夫の[illegible]割高[illegible]
三庭内の名の[illegible]あることとあまたの紀して[illegible]
[illegible]名[illegible]樹幹に係く地上に[illegible]

り
長サ二尺許なるへくの碑面ハ先代の前を首けれ
開皇てるに出く清整全通て、傳ふる其原の碑
あるとなりける人臥則ち先生の撫碑ある篆額表さる
撫紀源紀教而父寛撰并書及篆額とあるを源
紀教而父寛とある烈公の御名は（なりあき）と周朱
撫書局の也にて先生銘を烈公の命によりて字
ハ文麗しく（一般の上書ある）剣篆局となる所にて先生銘を冒すとは嘉
め也ハはきとまらすけれ可し
軽道車を馳せて行く指何ぞ常盤なる原の
入る下車して其の節を駐めなるを偕楽園碑の（一大巾）
前にて其を此の園の記を刻する碑なる篆額する

九字篆の傳ふる由の四字を題し碑面又篆書するに六
る銘文を刻す墓し景山公の撰文并に書するまま
あるよるに公り此の園の經營を始めしは天保十
二の年にして此地七面の祠ありしを他へ移し
亭を地し梅を栽すき花木を植ゑ公くの經營をなる
もしまた翌十三年の夏なりしと云ふ　今此の園を常盤公
園と呼ふは園地常盤村に属するよりなる又好文亭
地なる公ろ亭を対し其一つ園を云ふ
碑石の前を東方より進みて花中をして好文亭
に至る八十段坂とかゝる（つゞら）庵の跡攀を観ゆれ奥
本并に至る常盤神社と境を接し西南に崖あり

梅の流れを臨み縦に東北の間にはことごとく梅樹を
植え南の方を開潤の芝生となし萩の小径を植え
芳しき眺めに供せんとするなり東南の方
には瀰漫たる日千湖池の如く揚げたる風光
云ん方にし梅を栽うるをめしるきなる梅園の傍
[illegible]梅[illegible]
[illegible]
亭あり見渡すに[illegible]を得べし[illegible]気
[illegible]
遊庭の梅樹[illegible]樹木の中[illegible]地火
の配合[illegible]五千の梅樹

[illegible]国園をも
[illegible]梅園[illegible]しめたる[illegible]
[illegible]一點[illegible]全体の喜ぶところ也
園の中央に二階[illegible]
花千の観覧料を徴し入[illegible]
公遊観[illegible]亭を晩文亭と云ひ梅を楽寿梅
と云ひ茶室を何通斎と云ふ[illegible]
梅樹を[illegible]亦大と[illegible]
知[illegible]備[illegible]人の人格の
[illegible]北の亭北の梅の[illegible]
[illegible]梅園[illegible]大
根を掘出[illegible]出た

明文享ノ　東西六間南北三間中央ニ五ツ
ヤの方三間四面ハ縁板敷ニ西の方三間四面豆
敷廿中ハ豆畳一間を仕切ニ上あるニ其餘ハ
南ニ廿ニ折まゝ入側ニ表の方風呂の
上ニ明文享の三字を墨書ニ入れ額を
掛ぐ墨山公の筆ニ北間の後背ニ三方あ
りニ板敷の内ニ西下北ニ棚釣ニ棚上
ニ釣ニ西の廣ニ一間ニ南ハ六畳西ハ三間縁
板敷ニ天井ニ杉皮の網代を用ひ是ニ北
ニ一畳ニ九尺四面ニ南ニ床ニ其左ニ
茶室ニ入口あるニ其上ニ霜ニ高の

四畳ニ是ニ四ツ方ニ板敷ニ
左の方ハ茶室ニ九尺四面中央ニ廣ニ南の床
ニ柱ハ躑躅の古木ニ用ひ北ニ入口ニ
障子の腰高の三方を切ニ障子の腰
板を掛ぐ西ニ窓ニ障子ハ竹格子
を防めぐらし北の間ニ石燈籠一基を据
え南ニ大燈ニ据ニ柱ニ西の方ニ梁ニ
架を出ニ西の間ニ縁ニ間ハ九尺奥
行六尺ニ蔵茅葺ニ棚ハ内の木造りニ
三方の壁ニ西の腰板を設け又壁ニ五四
の板三尺ハ高書録書ニ記ニ茶設

茶器等の紛ものを彫りたるを塗て有り其段
ハ一面に夜光貝の摺殻を塗出せり
楽寿楼　右好文亭の楼上を云ふ亭の楼なり北
の一方より入て階段を登り昇りて楼あり南の
方に一小室あり此楼より又第二の階段を南へ上
りて楼に至る也此北より東へ三間半の入側ありて
東ハ四尺成正面ハ貳間四面北に床ありて落懸
竹を床柱とす周囲は凡尺七寸程床の高さ西の方に
円窓あり桜の大木を彫穿して一片より径五尺
六寸厚六寸程あり北窓南を正面とし三方まて
欄を設く南面長押の上に楽寿楼の三字を篆体

に書したる扁額を掲けたり是また烈公の御筆蹟なり
正室の北入側を隔て二十室あり是を休息所といふ北の
ハ厨の上にありて板敷なるを上下す楼上へ饌上する為
に轆轤様のものを設く是其運搬の器を備ふの
丸なるものなりしも公の意匠に出しものなりと云ふ
以て楼梯を設くへし余の先つ好文亭を観て仍
随員に命せす楽寿楼に登り楼上に過り眺
むるに山河の風光集まりて眼眸に入来る
まことに園の景色なり此楼に傍目して大年
主意なるべし亭中に賓人ありて景山公吉の拙未煉
青葉子の数を満喫く紀念となす数子を購ひ辞

[illegible]

此文亭の[illegible]蓬ふの縁八[illegible]針の脱後[illegible]あるも[illegible]
又蝦蟆の背の如きを以て毎噴[illegible]
を[illegible]手[illegible]を好略をちくることを何[illegible]
[illegible]但の[illegible]あるを[illegible]樹生[illegible]
[illegible]清るの涌出するを吐[illegible]井筒を
[illegible]人[illegible]手[illegible]を以て[illegible]を[illegible]
清るの澄んを井筒の周囲を流れ出る石、恰も
ヤリガンナを以て[illegible]條を[illegible]こと[illegible]
[illegible]跡あるを、咒を[illegible]の力の大なる[illegible]
[illegible]しを[illegible]こと[illegible]

[illegible]

[illegible]を図[illegible]しを後へ[illegible]坂路の下手
の道を行くと[illegible]方例を[illegible]樹[illegible]
[illegible]を[illegible]高丘を[illegible]風光云ん
方ちく、右手[illegible]一帯の岡を梅山又を[illegible]
岡を云ひ俗[illegible]を岡[illegible]
を[illegible]樹[illegible]樹数百株
[illegible]ふる[illegible]
[illegible]を[illegible]西山公園を
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]風景の美

行くこと壱町許にして左に[illegible]折れ上る坂あり
[illegible]つあり[illegible]再び園に入る芝
生をおして仙奕台あることを据りを眺むれ
又その[?]居りして[?]国と志ほ松十株[?]園の
ここに[?]茂る樹の甚だ[?]の甚気の甚盤
をすゝえ[?]然しか近年暴風のため杉樹
亡けをけ[?]も皆の指ちくし小径を[?]崖
あるも[?]自然石の碑あるは仙湖暮雪の
四大字を刻す蓋し景山公の書する所を
封内の勝地を撰ひ[?]八景を撰し八勝
と称する地也又其一なりといふ

園内の景勝をあつめつくして無比なり（家）
あれと是等朝日の雲気をのそみ夕陽の暮色を眺むへき
四面を備へし[?]全景[?]遠く[?]なり然れは病
眼の者[?]保養をなさんことを[?]要なる遊覧者きさき
許しも故[?]ありて常盤神社内の茶店より休泰
をたのしめる事しを記すも[?]本年[?]公園を[?]
○ここに弘道館の旧址まて上市三の丸に在
是国の広サ常盤公園のほかに三ケ一なるへき
[?]梅樹数多本を植ゑ明治元年十月市川
弘美等脱兵闖入の際徳川氏の兵進撃
して火を放ち弘道館焼失し文武館察

警剣場郭内にあり其と相対して大半兵部大丞屋敷
又今其社の事況を留め弘道館の今若干
存する所の紀稚園と云へる、内に孔子廟あり
鹿島神社なり、弘道館記の碑あり鼓の八角亭
を以て其、碑を裏面を此を造る壮大一見の價あり
外に毋の碑と云へるあり伊豆暁天然の大石を刻公
の歌を刻す曰く

行末もふるかたくを社頭の名を留めん

文久元年動の地なり

親説後を停車場の茶屋を入り物産流行の者
を待つ千的四十万也 故に是は大

後を洗し茶屋を訪らんとて茶屋を出で
しに天気のよくなりて西方し八紘
塔の間を望みて行く途中寺谷中の茶屋
を過ぎ城也三の丸に入る所の法を立て
る上の茶屋

東京 博文堂

閲覧室

東京都立図書館

明治三十五年三
月中浣起筆

春城山人